

## 和気町庁用車車両管理委託業務プロポーザル基本方針

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

和気町庁用車車両管理委託業務

#### (2) 業務の目的

本業務は、和気町が所有する庁用車について、道路運送車両法その他関係法令に適合した安全な車両状況維持のため、保守点検・整備及び維持管理の手続き等を委託する。

#### (3) 業務内容

- ①継続車検整備及び法定点検等の定期点検整備
- ②継続検査登録代行料及び収入印紙に要する費用
- ③エンジンオイル（オイルエレメントを含む。）等の油脂類、バッテリー等消耗品の交換・補充
- ④摩耗度に応じた夏タイヤ並びに冬タイヤ（必要な車両のみ含む。冬タイヤ用ホイールは含まない。）の交換
- ⑤走行時における故障（ロードサービスを含む。）、パンク修理等の故障修理
- ⑥点検整備時における代車の提供
- ⑦委託期間中の重量税の納付
- ⑧委託期間中の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の付保
- ⑨契約情報及び整備内容を閲覧できる車両管理 web 情報サービスの提供

#### (4) 業務期間

業務委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

#### (5) 当該業務における予算限度額

3,500,000円（税込み）を限度とする。

なお、参考見積書の金額が、予算限度額を超過した場合は失格とする。

### 2. プロポーザル方式採用理由

和気町庁用車車両管理委託業務の委託先の選定にあたっては、業務遂行に要する価格だけで判断するのではなく、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等総合的な見地から選定する必要があるため、プロポーザル方式を採用するものである。

### 3. 実施形式

公募型

### 4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

- (1) 町に、実施年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、本業務においては、広く提案を求める必要があることから、上記入札参加資格審査申請書を提出していない者においても、次の①から⑥で示す書類を提出することで、本事項を満たすものとする。
    - ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
    - ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
    - ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
    - ④ 財務諸表（法人及び個人）
    - ⑤ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
    - ⑥ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
  - (2) 本プロポーザル実施の公告日から受注候補者（以下「候補者」という。）特定の日までの間に和気町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定によるもの）に該当しない者であること。また、暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者が経営、運営に関係を有している者でないこと。
- ※ 提案者は、候補者特定までの間に、前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

## 5. 受注候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を和気町庁用車車両管理委託業務プロポーザル審査委員会において審査し、受注候補者（以下「候補者」という。）を特定する。

審査にあたっては、当該業者のプレゼンテーションを実施するものとする。

## 6. 審査概要

### (1) 審査委員会

和気町庁用車車両管理委託業務プロポーザル審査委員会

(2) 審査委員会の構成

和気町 副町長  
和気町 総務部長  
和気町 民生福祉部長  
和気町 産業建設部長  
和気町 総務事業部長

(3) 審査方法

審査基準は、実施要領の内容を満たした提案者であることとし、審査方法は総合評価方式とする。審査は、提案者から提出された書類による審査によって実施する。

(4) 審査項目及び配点

プロポーザル審査は、以下の項目及び配点に基づき行うものとする。

ア 業務実績・技術者 10 / 100点  
イ 企画提案の内容・実施体制 60 / 100点  
ウ 参考見積価格 10 / 100点  
エ プレゼンテーションの内容 20 / 100点

(5) 候補者の特定

候補者は、審査の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者あるときは、審査委員会が採決して決定する。なお、候補者との交渉が整わない場合や資格を喪失した場合には、次順位の者を候補者とする。

※ 提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して決定する。

※ 審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(6) 審査結果の通知

審査結果は次の方法により提案者へ個別に通知する。

通知日：令和7年4月18日(金)頃

送付方法：郵送

## 7. 日程

公示	令和7年	3月	日( )	
質問受付締切	令和7年	4月	2日(水)	17時必着
質問回答	令和7年	4月	3日(木)	
参加申込書受付締切	令和7年	4月	7日(月)	17時必着
参加資格の審査・審査結果の通知	令和7年	4月	8日(火)	
企画提案書等受付締切	令和7年	4月	11日(金)	17時必着
審査(プレゼンテーション)	令和7年	4月	17日(木)	
結果通知の送付	令和7年	4月	18日(金)	頃
契約締結	令和7年	4月	18日(金)	頃
業務開始	令和7年	4月	18日(金)	頃から

## 8. 情報公開及び情報提供

和気町情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書（町作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。

なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。